千歳市告示264号

千歳市子育てガイド協働発行事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和８年11月２日

千歳市長　横田　隆一

第１　目的

子育てに関する多様な情報を一元的に提供するため、妊娠期から中学生までの子どもの保護者を対象とした子育て支援ガイドブック「千歳市子育てガイド」を作成する。

第２　事業概要

１　事業名　千歳市子育てガイド協働発行事業

２　事業内容

事業者は、別添「千歳市子育てガイド（第11版／令和８年７月発行）」を参考に、千歳市子育てガイド協働発行事業仕様書（以下「仕様書」という。）及び仕様書別紙１「紙面の基本構成等」に基づき、紙面の具体的な構成、内容に関する企画立案を行うとともに、個々の事業等に関し市が作成する原稿内容の整理、図案の作成等、割り付け及び印刷等を行う。

３　履行期間　協定締結日から令和12年３月31日まで

４　費用負担

千歳市子育てガイド協働発行事業に係る企画、年収、広告営業、印刷・製本、納品等に係る全ての経費は、事業者が集める広告収入その他の収入により負担するものとし、千歳市は一切の費用を負担しないものとする。

第３　担当部署

〒066－8686　千歳市東雲町２丁目34番地
千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係（市役所第２庁舎１階３番窓口）
電話　　0123-24-0341（直通）
FAX　　0123-23-6700
Ｅメール kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

第４　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1)　原則、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5)　千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第１号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6)　次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者については、それらの中でいず

れか一者のみの参加とすること

ア　資本関係

(ｱ) 子会社等（会社法第２条第３号の２の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

(ｱ) 一方の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項の更生会社をいう。）である場合を除く。）

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の公正な競争が阻害されると認められる場合

(ｱ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合

(ｲ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7)　別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する事業の協働発行業務実績があること。

(8)　千歳市内又は千歳市近郊に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有し、市の指示に柔軟に対応できること。

第５　実施要領等の交付期間及び方法

千歳市子育てガイド協働発行事業に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1)　交付期間

令和８年11月２日（月）から令和８年11月24日（火）まで

(2)　交付方法

第３の場所で交付するほか、千歳市こども福祉部こども政策課のホームページからのダウンロードにより交付する。

URL　https://www.city.chitose.lg.jp/c60/1002743/1002751/1006978.html

第６　参加手続等

１　参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1)　提出期限　令和８年11月24日（火）午後５時

(2)　提出場所　第３に同じ。
(3)　提出方法　休日を除く午前９時から午後５時までに持参すること。
(4)　提出書類作成時の留意事項
　　用紙のサイズはＡ４版とする。

２　参加資格の確認及び企画提案書提出依頼
　第４に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和８年11月27日（金）までに参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

３　企画提案書の提出
　２で企画提案書の提出を依頼されたものは、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。
(1)　提出期限　令和８年12月11日（金）午後５時
(2)　提出場所　第３に同じ。
(3)　提出方法　休日を除く午前９時から午後５時までに持参すること。

第７　失格事項
　次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。
(1)　第４の参加資格要件を満たしていない場合
(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合
(3)　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
(4)　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第８　協定締結候補者の特定
　千歳市子育てガイド協働発行事業に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の協定締結候補者として特定する。

第９　協定に関する基本事項
１　協定の締結
　要する。
２　協定書作成の要否
　協働発行予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該事業協定書を作成するものとする。

第10　その他
１　手続において使用する言語は、日本語に限る。
２　企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
３　参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者負担とする。
４　提出された書類は、返還しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。
５　企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
６　市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができること。
７　提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成５年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
８　詳細は、実施要領等による。